

男鹿市告示第 4 5 号

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱（令和 4 年男鹿市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、船川港に設置されたドルフィンで陸揚げされる原油を除く貨物の授受のために、船川港の港湾施設を使用する法人で、次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載され、又は荷役協定書において荷主と記載されていること。ただし、商社経由などの理由により荷送人、荷受人又は荷主として記</u></p> | <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、船川港に設置されたドルフィンで陸揚げされる原油を除く貨物の授受のために、船川港の港湾施設を使用する法人で、次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の<u>2分の1</u>以内の額とする。ただし、<u>前年</u>の利用実績と比較して、当該年度の利用実績が増加した者の増加分及び新規で利用した者の新規利用分については当該利用実績に係る使用料の<u>3分の2</u>以内の額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事業実施計画の提出及び受理)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「<u>申請者</u>」という。）は、<u>事業実施計画書</u>（様式第1号）に、以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>前年度</u>の船川港の利用実績がある場合は、それを証明する書類</p> <p>(2) <u>前年度</u>の船川港の利用実績がない者は、<u>法人の登記事項証明書など事業所の所在地を確認できる書類</u></p> <p>2 市長は、前項の提出があったときは、内容を審査の上、<u>適当と認めるときは、事業計画書受理通知書</u>（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業実施計画の中止又は変更等)</p> <p>第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業実施計画を変更<u>又は</u>中止するときは、事業変更計画書（様式第3号）を<u>あらかじめ</u>市長に提出しなければならない。ただし、計画を変更する場合において、利用実績の見込みが20パーセント未満である場合はこの限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を審査し、</p> | <p>(2) (略)</p> <p><u>2 前項に定める者のほか、船会社又は商社等の荷主との契約により、実質上の荷主であることが確認できる場合は、実質上の荷主を補助対象者とする。</u></p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の<u>3分の1</u>以内の額とする。ただし、<u>過去3か年</u>の利用実績と比較して、当該年度の利用実績が増加した者の増加分及び新規で利用した者の新規利用分については当該利用実績に係る使用料の<u>2分の1</u>以内の額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事業実施計画の提出及び受理)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「<u>申請者</u>」という。）は、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業実施計画書</u>（様式第1号）に、以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該年度から前3年度</u>の船川港の利用実績がある場合は、それを証明する書類</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>2 市長は、前項の提出があったときは、内容を審査の上、<u>適当と認めるときは、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業計画書受理通知書</u>（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業実施計画の中止又は変更等)</p> <p>第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業実施計画を変更<u>または</u>中止するときは、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業変更計画書</u>（様式第3号）を<u>予め</u>市長に提出しなければならない。ただし、計画を変更する場合において、利用実績の見込みが20パーセント未満である場合はこの限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を審査し、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>適当と認めるときは、<u>事業変更計画書受理通知書</u>（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>（補助金の交付申請及び実績報告等）</p> <p>第8条 第6条第2項に掲げる通知を受けた申請者は、事業を終了したときには、補助事業が終了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、<u>交付申請書兼事業実績書</u>（様式第5号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 船舶代理店証明書（様式第5号別紙1） （<u>第3条第1項第2号</u>に定める実質の荷主であるときに限る。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認め、指示した書類</u></p> <p><u>2 助成事業者は、当該年度における使用料に</u> <u>応じて交付される補助金の額が第5条第3項</u> <u>に定める上限に達したときは、事業計画に定</u> <u>める日にかかわらず、前項に定める書類を市</u> <u>に提出することができる。</u></p> <p><u>3 補助金の交付を複数年にわたり受ける場合</u> <u>でも、申請は年度ごとに行うものとする。</u></p> <p>（補助金の交付決定等）</p> <p>第9条 市長は、前条の交付申請について規則第6条の規定に基づき審査し、事業の実施が確認され、交付するものと決定した場合には、<u>交付決定通知書</u>（様式第6号）により、交付しないものと決定した場合には、<u>不交付決定通知書</u>（様式第7号）により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（<u>交付申請書の取下げ</u>）</p> <p>第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、<u>交付申請書の取下げ</u>をすることができる。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第13条 (略)</p> | <p>適当と認めるときは、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業変更計画書受理通知書</u>（様式第4号）を交付するものとする。</p> <p>（補助金の交付申請及び実績報告等）</p> <p>第8条 第6条第2項に掲げる通知を受けた申請者は、事業を終了したときには、補助事業が終了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付申請書兼事業実績書</u>（様式第5号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 船舶代理店証明書（様式第5号別紙1） （<u>第3条第2項</u>に定める実質の荷主であるときに限る。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>船川港の利用実績の一覧表</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認め、指示した書類</u></p> <p><u>2 本補助金の交付を複数年にわたり受ける場合</u> <u>でも、申請は年度ごとに行うものとする。</u></p> <p>（補助金の交付決定等）</p> <p>第9条 市長は、前条の交付申請について規則第6条の規定に基づき審査し、事業の実施が確認され、交付するものと決定した場合には、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付決定通知書</u>（様式第6号）により、交付しないものと決定した場合には、<u>男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金不交付通知書</u>（様式第7号）により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（<u>補助金交付申請書の取下げ</u>）</p> <p>第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、<u>補助金交付申請書の取下げ</u>をすることができる。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第13条 (略)</p> |

改正後

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の**支払**を受けようとするときは、**交付請求書**（様式第8号）を市長に提出するものとする。**また**、市長は、**交付請求書**を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第14条 市長は、**交付決定通知書**を受けた者が、次の各号の**いずれかに**該当すると認められる場合、補助金の交付決定若しくは交付を取り消し、又は既に交付した補助金の**全部若しくは一部**の返還を命ずることができるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) **交付申請書**が**取下げられた**とき。

様式第1号（第6条関係）

| 事業実施計画書 | | | |
|---------------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| | | | 年 月 日 |
| 男鹿市長 あて | | | |
| | | 所在地 | |
| | | 団体名 | |
| | | 代表者 | |
| 1 船川港の港湾施設を利用する目的・対象貨物の種類 | | | |
| | | | |
| 2 実施計画 | | | |
| 使用施設 | 使用期間 | 船舶総トン数又は 使用日数 | 左の使用施設に 係る使用料（見込） |
| 岸壁 | 年 月 日～ 年 月 日 | トン | 千円 |
| 野積場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 使用日数 日 | 千円 |
| 物揚場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 船舶総トン数 トン | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |

改正前

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の**支払い**を受けようとするときは、**補助金交付請求書**（様式第8号）を市長に提出するものとする。**又**、市長は、**請求書**を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第14条 市長は、**補助金交付決定通知書**を受けた者が、次の各号の**一に**該当すると認められる場合、補助金の交付決定若しくは交付を取り消し、又は既に交付した補助金の**全部又は一部**の返還を命ずることができるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) **補助金交付申請書**が**取り下げられた**とき。

様式第1号（第6条関係）

| 男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金 事業実施計画書 | | | |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------|
| | | | 年 月 日 |
| 男鹿市長 あて | | | |
| | | 所在地 | |
| | | 団体名 | |
| | | 代表者 | |
| 1 船川港の港湾施設を利用する目的・対象貨物の種類 | | | |
| | | | |
| 2 実施計画 | | | |
| 使用施設 | 使用期間 | 船舶総トン数又は 使用日数と使用面積 | 左の使用施設に 係る使用料（見込） |
| 岸壁 | 年 月 日～ 年 月 日 | トン | 千円 |
| 野積場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 使用日数 日 使用面積 m ² | 千円 |
| 物揚場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 船舶総トン数 トン | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |

改正後

| 3 前年度の利用実績（納付した使用料） | | | |
|----------------------------------|----|-----|-----|
| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
| 年度 | 円 | 円 | 円 |
| 4 担当者名 | | | |
| 職氏名 | | 電話 | |
| Email | | FAX | |
| 5 添付書類 | | | |
| (1) 前年度の船川港の利用実績がある場合は、それを証明する書類 | | | |
| (2) 前年度の船川港の利用実績がない者は、法人の登記事項証明書 | | | |

改正前

| 3 過去（前3年度分）の利用実績（納付した使用料） | | | |
|---|----|-----|-----|
| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
| 前3年度利用実績（平均） (①+②+③) / 3 | 円 | 円 | 円 |
| ① 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ② 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ③ 年度 | 円 | 円 | 円 |
| 4 担当者名 | | | |
| 職氏名 | | 電話 | |
| Email | | FAX | |
| 5 添付書類 | | | |
| (1) 当該年度から前3年度の船川港の利用実績がある場合は、それを証明する書類 | | | |
| (2) 法人の登記事項証明書 | | | |

様式第2号（第6条関係）

| | |
|--|-------|
| 事業計画書受理通知書 | |
| 記号番号 | 記号番号 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
| 様 | |
| 男鹿市長 | |
| 年 月 日付で提出のあった事業計画書を受領しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、これを通知します。 | |

様式第2号（第6条関係）

| | |
|---|-------|
| 男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金 事業計画書受理通知書 | |
| 記号番号 | 記号番号 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
| 様 | |
| 男鹿市長 | |
| 年 月 日付で提出のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業計画書を受領しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、これを通知します。 | |

改正後

様式第3号 (第7条関係)

事業変更計画書

年 月 日

男鹿市長 あて

所在地
団体名
代表者

年 月 日付記号番号で受理通知のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金について、事業計画を変更したいので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、届け出ます。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 実施計画（変更の場合のみ記入すること）

| 使用施設 | 使用期間 | 船舶総トン数又は 使用日数 | 左の使用施設に 係る使用料（見込） |
|------|-----------------|------------------|----------------------|
| 岸壁 | 年 月 日～ 年 月 日 | トン | 千円 |
| 野積場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 使用日数 日 | 千円 |
| 物揚場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 船舶総トン数 トン | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |

3 前年度分の利用実績（納付した使用料）

| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
|----|----|-----|-----|
| 年度 | 円 | 円 | 円 |

4 担当者名

| | |
|-------|-----|
| 職氏名 | 電話 |
| Email | FAX |

改正前

様式第3号 (第7条関係)

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金
事業変更計画書

年 月 日

男鹿市長 あて

所在地
団体名
代表者

年 月 日付記号番号で受理通知のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金について、事業計画を変更したいので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、届け出ます。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 実施計画（変更の場合のみ記入すること）

| 使用施設 | 使用期間 | 船舶総トン数又は 使用日数と使用面積 | 左の使用施設に 係る使用料（見込） |
|------|-----------------|-------------------------------|----------------------|
| 岸壁 | 年 月 日～ 年 月 日 | トン | 千円 |
| 野積場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 使用日数 日 使用面積 m ² | 千円 |
| 物揚場 | 年 月 日～ 年 月 日 | 船舶総トン数 トン | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 | | 千円 |

3 過去（前3年度分）の利用実績（納付した使用料）

| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
|-----------------------------|----|-----|-----|
| 前3年度利用実績（平均） (①+②+③) / 3 | 円 | 円 | 円 |
| ① 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ② 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ③ 年度 | 円 | 円 | 円 |

4 担当者名

| | |
|-------|-----|
| 職氏名 | 電話 |
| Email | FAX |

様式第4号 (第7条関係)

事業変更計画書受理通知書

記号番号
年 月 日

様

男鹿市長

年 月 日付で提出のあった事業変更計画書を受領しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、これを通知します。

様式第4号 (第7条関係)

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金
事業変更計画書受理通知書

記号番号
年 月 日

様

男鹿市長

年 月 日付で提出のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金事業変更計画書を受領しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、これを通知します。

改正後

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

交付申請書兼事業実績書

男鹿市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者

下記のとおり補助対象事業を実施しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第8条に基づき、
年度において、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 事業実績

| 使用施設 | 船名又は品名 (船籍の別) | 船舶総トン数又は 使用日数 | 左に係る 使用料 |
|------|------------------|------------------|-------------|
| 岸壁 | (外航船舶・以外の船舶) | トン | 円 |
| 野積場 | | 使用日数 日 | 円 |
| 物揚場 | | 船舶総トン数 トン | 円 |

4 前年度分の利用実績 (納付した使用料)

| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
|----|----|-----|-----|
| 年度 | 円 | 円 | 円 |

5 添付書類

(1) 船舶代理店証明書 (様式第5号別紙1) (第3条第2項に定める実質の荷主であるときに限る。)

(2) 船荷証券又は荷役協定書等、荷主であることを確認できる書類

(3) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書、未納がない証明、又は納税状況の確認に関する同意書 (様式第5号別紙2)

(4) 船川港の利用実績を証明する書類

(5) その他市長が必要と認め、指示した書類

改正前

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金
交付申請書兼事業実績書

男鹿市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者

下記のとおり補助対象事業を実施しましたので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第8条に基づき、
年度において、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 事業実績

| 使用施設 | 船名又は品名 (船籍の別) | 船舶総トン数又は 使用日数と使用面積 | 左に係る 使用料 |
|------|------------------|-------------------------------|-------------|
| 岸壁 | (外航船舶・以外の船舶) | トン | 円 |
| 野積場 | | 使用日数 日 使用面積 m ² | 円 |
| 物揚場 | | 船舶総トン数 トン | 円 |

4 過去 (前3年度分) の利用実績 (納付した使用料)

| 項目 | 岸壁 | 野積場 | 物揚場 |
|------------------------------|----|-----|-----|
| 前3年度利用実績 (平均) (①+②+③) / 3 | 円 | 円 | 円 |
| ① 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ② 年度 | 円 | 円 | 円 |
| ③ 年度 | 円 | 円 | 円 |

5 添付書類

(1) 補助対象となる船川港の利用実績を証明する書類

(2) 補助対象となる船川港の利用実績の一覧表

(3) その他市長が必要と認める書類

改正後

改正前

様式第5号別紙1
船舶代理店証明書

年 月 日

<補助対象者> 様

所在地
社名
代表者職氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|----------------------------------|----|
| 船川港利用事業者名 | |
| 年度において、上記事業者が船川港を利用した貨物量（当該年度実績） | トン |
| 年度において、上記事業者が船川港を利用した貨物量（前年度実績） | トン |

発行責任者および担当者
・担当者（本取引に関する事務担当者）
役職
氏名（連絡先/電話 電子メール）

※ 押印がないものは、電子メールでも提出いただけます。
※ 必要に応じ、確認のため男鹿市担当課から連絡させていただく場合があります。
秋田県男鹿市（観光文化スポーツ部 男鹿まるごと売込課 エネルギー・商工港湾班）
tel:0185-24-9143 fax:0185-24-9159

様式第5号別紙1
船舶代理店証明書

年 月 日

<補助対象者> 様

所在地
社名
代表者職氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|----------------------------------|----|
| 船川港利用事業者名 | |
| 年度において、上記事業者が船川港を利用した貨物量（当該年度実績） | トン |
| 年度において、上記事業者が船川港を利用した貨物量（前年度実績） | トン |

発行責任者および担当者
・担当者（本取引に関する事務担当者）
役職
氏名（連絡先/電話 電子メール）

※ 押印がないものは、電子メールでも提出いただけます。
※ 必要に応じ、確認のため男鹿市担当課から連絡させていただく場合があります。
秋田県男鹿市（観光文化スポーツ部 男鹿まるごと売込課 エネルギー・商工港湾班）

様式第5号別紙2
市税の納税状況の確認に関する同意書

私は、 年度男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付を男鹿市に申請するにあたり、男鹿市税務課等が、担当課に対し、私の男鹿市への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住 所
[フリガナ]
社 名
代表者 職氏名

男鹿市長 様

※ 納税状況の確認に関する事項
本同意書に基づき提供された納税状況は、男鹿市が実施する男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付事務以外には使用いたしません。

<押印を省略する場合は、以下の項目へ記載すること>
発行責任者および担当者
・担当者（本取引に関する事務担当者）
役職
氏名（連絡先/電話 電子メール）

※ 必要に応じ、確認のため男鹿市担当課から連絡させていただく場合があります。
秋田県男鹿市（観光文化スポーツ部 男鹿まるごと売込課 エネルギー・商工港湾班）
tel:0185-24-9143 fax:0185-24-9159

※ 男鹿市担当者記入欄
上記の者の 年 月 日現在の市税の納税状況については以下のとおりです。
滞納なし 滞納あり 徴収猶予あり

様式第5号別紙2
市税の納税状況の確認に関する同意書

私は、 年度男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付を男鹿市に申請するにあたり、男鹿市税務課等が、担当課に対し、私の男鹿市への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住 所
[フリガナ]
社 名
代表者 職氏名

男鹿市長 様

※ 納税状況の確認に関する事項
本同意書に基づき提供された納税状況は、男鹿市が実施する男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付事務以外には使用いたしません。

<押印を省略する場合は、以下の項目へ記載すること>
発行責任者および担当者
・担当者（本取引に関する事務担当者）
役職
氏名（連絡先/電話 電子メール）

※ 必要に応じ、確認のため男鹿市担当課から連絡させていただく場合があります。
秋田県男鹿市（観光文化スポーツ部 男鹿まるごと売込課 エネルギー・商工港湾班）
tel:0185-24-9143 fax:0185-24-9159

※ 男鹿市担当者記入欄
上記の者の 年 月 日現在の市税の納税状況については以下のとおりです。
滞納なし 滞納あり 徴収猶予あり

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">様式第6号 (第9条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">指 令 番 号 年 月 日</div> <p>(補助金交付先団体名) (補助金交付先代表者名)</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで交付申請のありました下記の補助金について、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、年度における補助金の交付を下記のとおり決定したので、通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付団体 2 交付決定額 金 円 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 交付条件 <ul style="list-style-type: none"> (1) この補助金の経理にあたっては、次の書類及び帳簿を備えて、必要な事項を記載し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。 ア 第6条第1項及び第7条第1項に定める実施計画書類等並びに第8条第1項に定める報告書類等 イ 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿 ウ 収入及び支出及び各種契約書等証拠書類 エ その他市長が必要と認め、指示した書類 | <p style="text-align: center;">様式第6号 (第9条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">指 令 番 号 年 月 日</div> <p>(補助金交付先団体名) (補助金交付先代表者名)</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金 交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで交付申請のありました下記の補助金について、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、年度における補助金の交付を下記のとおり決定したので、通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付団体 2 交付決定額 金 円 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 交付条件 <ul style="list-style-type: none"> (1) この補助金の経理にあたっては、次の書類及び帳簿を備えて、必要な事項を記載し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。 ア 第6条第1項及び第7条第1項に定める実施計画書類等並びに第8条第1項に定める報告書類等 イ 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿 ウ 収入及び支出及び各種契約書等証拠書類 エ その他市長が必要と認め、指示した書類 |
| <p style="text-align: center;">様式第7号 (第9条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">指 令 番 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">不交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付について、次のとおり不交付することと決定しましたので通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請額 金 円 2 不交付とする事由 | <p style="text-align: center;">様式第7号 (第9条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">指 令 番 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金 不交付通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金の交付について、次のとおり不交付することと決定しましたので通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請額 金 円 2 不交付とする事由 |

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-------|--|-----------|
| 様式第8号（第13条関係） | | 様式第8号（第13条関係） | |
| 交付請求書 年 月 日 男鹿市長 あて 住 所 団 体 名 代表者氏名 年 月 日付け指令番号で補助金の交付の決定の通知があった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金について、 年度における補助事業が完了したので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり請求します。 | | 男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金 交付請求書 年 月 日 男鹿市長 あて 住 所 団 体 名 代表者氏名 年 月 日付け指令番号で補助金の交付の決定の通知があった男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金について、 年度における補助事業が完了したので、男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり請求します。 | |
| 請求額 | 金 円 | 請求額 | 金 円 |
| 受取人 （口座名義） | 金融機関名 | 受取人 （口座名義） | 金融機関名 |
| | 支店名 | | 支店名 |
| | 口座番号 | | 口座番号 |
| | 区分 | | 1 普通 2 当座 |
| | ふりがな | | ふりがな |
| | 口座名義人 | | 口座名義人 |
| <押印を省略する場合は、以下の項目へ記載することで、電子メールでも提出いただけます。> 発行責任者および担当者 ・発行責任者（代表取締役又は支店長等社内において権限の委任を受けた者の役職及び氏名） 役職 氏名（連絡先/電話 電子メール） ・担当者（本取引に関する事務担当者） 役職 氏名（連絡先/電話 電子メール） ＊必要に応じ、確認のため担当課から連絡させていただく場合があります。 | | <押印を省略する場合は、以下の項目へ記載することで、電子メールでも提出いただけます。> 発行責任者および担当者 ・発行責任者（代表取締役又は支店長等社内において権限の委任を受けた者の役職及び氏名） 役職 氏名（連絡先/電話 電子メール） ・担当者（本取引に関する事務担当者） 役職 氏名（連絡先/電話 電子メール） ＊必要に応じ、確認のため担当課から連絡させていただく場合があります。 | |
| 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。 | | | |

附 則

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- この告示の施行の日前に改正前の男鹿市港湾利用拡大促進事業費補助金交付要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。